

協議会設置要綱改正

別表 1 (第 3 条関係)

構成員	彦 根 市	市 長
	愛 荘 町	町 長
	豊 郷 町	町 長
	甲 良 町	町 長
	多 賀 町	町 長
	彦根愛知犬上広域行政組合	管 理 者

別表 2 (第 4 条第 2 号関係)

幹 事	彦 根 市	廃棄物担当課長 清掃センター所長
	愛 荘 町	廃棄物担当課長
	豊 郷 町	廃棄物担当課長
	甲 良 町	廃棄物担当課長
	多 賀 町	廃棄物担当課長
	湖 東 環 境 事 務 所	所 長
	愛 知 郡 広 域 行 政 組 合	事 務 局 長
	湖 東 広 域 衛 生 管 理 組 合	事 務 局 長 リハースセンター所長
	彦根愛知犬上広域行政組合	事 務 局 長 総 務 課 長 建設推進室長

湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 湖東地域における一般廃棄物処理にかかる広域化の推進を図るために、広域化に伴う課題等について協議を行うために、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を調査研究し、計画する。

- (1) 共同処理の役割分担
- (2) ごみ処理・ごみ減量化・リサイクルにかかる基本的事項
- (3) 施設整備計画
- (4) 過渡期のごみ処理対策
- (5) 収集運搬方法
- (6) 建設費用の負担方法

(協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員で組織する。

- 2 協議会が必要と認めた場合は、他の者を構成員とすることができる。
- 3 協議会に会長1名、副会長1名および監事2名の役員を置き、役員は、構成員の互選により決定する。
- 4 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 監事は、協議会の会計を監査する。

(幹事会)

第4条 協議会に「幹事会」を設置し、協議会を補佐するとともに第2条に定める事務を処理する。

- 2 幹事は、別表2に掲げる者で組織する。
- 3 会長は、必要と認めた場合は、他の者を幹事とすることができる。
- 4 幹事長は、幹事の中から互選により決定する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、協議会議（以下「本会議」という。）および幹事会議とし、本会議は会長が、幹事会議は幹事長が、それぞれ招集する。

- 2 本会議の議長は会長があたり、幹事会議の議長は幹事長があたる。
- 3 その他事案の内容が軽易なものは、持ち回りの決裁その他書面による構成員の過半数以上の同意により、会長はその事案を処理することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を彦根愛知犬上広域行政組合の建設推進室に置く。

(会計)

第7条 協議会の経費は、関係市町の負担金およびその他の収入をもって充てる。

- 2 会長は、毎会計年度当初に歳入歳出予算を編成し、毎会計年度終了後に決算を行い協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年 6月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年 4月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年 1月19日から施行する。

但し、別表1、別表2については、平成17年 2月11日までは従前のものとする。

付 則

この要綱は、平成18年 7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年 3月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

構成員	彦 根 市	市 長
	愛 荘 町	町 長
	豊 郷 町	町 長
	甲 良 町	町 長
	多 賀 町	町 長
	彦根愛知犬上広域行政組合	管 理 者

別表2（第4条第2号関係）

幹 事	彦 根 市	廃棄物担当課長
		清掃センター所長
	愛 荘 町	廃棄物担当課長
	豊 郷 町	廃棄物担当課長
	甲 良 町	廃棄物担当課長
	多 賀 町	廃棄物担当課長
	湖 東 環 境 事 務 所	所 長
	愛 知 郡 広 域 行 政 組 合	事 務 局 長
	湖 東 広 域 衛 生 管 理 組 合	事 務 局 長
		リハースセンター所長
彦 根 愛 知 犬 上 広 域 行 政 組 合	事 務 局 長	
	建 設 推 進 室 長	